

総務建設経済常任委員会会議記録

1. 期日 平成 28 年 6 月 6 日 (月)

開会 9 時 30 分
閉会 10 時 16 分

3. 付議事件

①神奈川県最低賃金改定等についての陳情(平成 28 年陳情第 7 号)

4. 出席者 桑原委員長、善波副委員長、杉崎委員、柳川委員、一石委員、二見委員、
添田議長

執行者側 ①都市部長、産業振興課長、商工観光班長

傍聴議員 7 名

一般傍聴者 1 名

5. 経過

①神奈川県最低賃金改定等についての陳情(平成 28 年陳情第 7 号)

委員長

それでは初日の本会議で付託された案件について審査する。
神奈川県最低賃金改定等についての陳情、平成 28 年陳情第 7 号を
議題とする。

お諮りする。本陳情について、議会基本条例第 15 条の規程によ
り、陳情者の意見を聞くこととしたいと思うがご異議ないか。

(異議なしとの声あり)

ご異議なしと認める。本日は藤川様にご出席をいただいている。
それでは 10 分程度にまとめて趣旨説明をお願いします。

<趣旨説明>

(趣旨説明:日本労働組合総連合会

神奈川県連合会西湘地域連合 藤川氏)

藤川氏

資料に基づき説明(神奈川県最低賃金改定等についての陳情)

<陳情者に対する質疑>

二見

毎年この最低賃金の陳情が出されるわけだが、多少アップという
ことで、今回は 905 円ということになったが、陳情者はこの毎年、
最低賃金の陳情の後に、このアップしてきた、今回 905 円だが、神
奈川県内において最低賃金がどのように企業でなっているかを、現
状を調査していると思うが、その辺はいかがか。

藤川氏

最低賃金の中には、この法律で定められた最低賃金と企業内での
最低賃金、それも春闘の中で交渉して決めていくというものがある。
今年の中間集計の段階ではあるが、今年の春闘段階での企業内の最
低賃金の額から言うと、964.72 円というものが現時点でのいわゆる
非正規職の企業内の最低賃金と言われている。私どもは 2010 年

に政労使で確認をした 2020 年までに時給 1,000 円を目指すという確認がされているのでそれに向けて段階的に上げていただきたいということで、これは政府、労働者側、使用者側での確認事項で約束と同じなので、それを実現するために 2020 年まで、あと今年を含めて 5 年なので、段階的に上げていただきたいという趣旨である。

二見

労働組合のある中小企業、大企業はいいのだが、私が一番危惧して聞きたいのは、中小零細企業である。この零細企業の現状はどうなっているのかということをお聞きしているのだが、その辺はいかがか。

藤川氏

中小企業のことについては、実際的に統計数値がどのようなかたちになっているのかということは、私は現時点では把握していない。しかし、全体の底上げ水準を作っていくことで、上げていくということは可能になっており、特に最低賃金が決まれば、それを下回することはできないので、これは非常に大事なことだろうと思う。春闘そのものが、労働組合がないところでどのような形になっていくのかというのは少し難しい問題があるかと思うが、相場をどのように労働組合があるところにつくっていくのかにより、底上げがされていくと思っている。現時点ではいわゆる人が非常に少ないということで売り手市場の状況になっているが、あまり最低賃金が安ければ、その企業の募集が少ないということがあるので、私どもの方としては、最低賃金を上げて全体の底上げ、特にデフレからの脱却のためには、こうした底上げが必要ではないかと思っている。経済用語で「合成の誤謬」という言葉がある。一つひとつの経済行為の中で、その時々自分たちにとっての判断からとするものと、それが相対になると誤った方向に行きかねないということがある。私どもとしては、ぜひ、全体の底上げのために最低賃金を上げていただけたことが必要ではないかと思っている。

二見

おっしゃることは分かるが、やはり組織のない本当の零細企業、この辺の最低賃金の現状というものをやはり調査してもらい、反映しないと、あくまでも大企業・中小企業の労働組合の皆さんがそうおっしゃっても、現状は町中の零細企業もよく調査してやってもらわないと、違うのではないかと思うがその辺はどうか。

藤川氏

まず、どんなことがあっても 905 円の水準は確保されているはずである。これは最低賃金法で定められており、それより下回ることにはできないということになっている。それぞれの民間企業、中小特に零細企業も含めて労働組合があるところについては、賃上げ要求をして、それで上げていく形態になっている。そういう全体の努力の中で 905 円。本来は 906 円だったが、箱根の関係で 1 円、昨年については値切りをされ 905 円となっており、それを下回ることにはできないので、現行はどんな企業であっても時給 905 円、これは維持をしているはずだと思う。それからの底上げをどれだけ図るかとい

うのがこれからの課題だろうと思う。そのためには国でも、いろいろ各種統計を調べ上げて、そのもとで目安答申を出していくというふうになるので、その辺をご承知おきいただければと思う。

議長

まず経済の好循環を謳われているが、ここに名目 GDP の成長率という文言もある。実際に毎年出されていて、毎年最低賃金が少しずつ上がっているが、これによりマクロ的に見て、消費は上がっているのか。また、最低賃金を上げたことにより、物価も上がっているのか。

もう1点は、ここで1,000円という目標値を挙げているが、今おっしゃられたように、年率3%にすれば5年も経てば千幾らになり1,000円を超えるのだが、ここで1,000円という数値を出した意味が分からない。例えばベアでも今日の新聞で1%でも2%でも3%でも上げた場合の総賃金がどうなるかという計算はされているが、ここで、例えば年率3%というものを挙げているのであれば、1,000円という数字は挙げなくてもいいと思う。それについてどうお考えか伺う。

藤川氏

この陳情の理由の1番目の段落のところは、政府の一億総活躍国民会議における政府の提言である。

先ほどおっしゃられた、なぜ時給1,000円なのかということ、これはワーキングプアを解消するということ。年収200万円未満が、ワーキングプアと言われており、時給1,000円で換算すると年収200万円を超える。これを2010年に政労使で確認をして、この水準を超えていこうという取り組みになっている。この前段の3%や、名目GDP、GDP600兆円というのは政府が出している内容であるので、そういうこと記載をさせていただいている。

議長

最初の1つ目の質問に答えられていないが、物価を上げると経済の好循環が発生するということであるが、毎年最低賃金が上がっている。それにより消費金額の合計が上がったのか。それから物価も上がっているのか。この方法の妥当性があるのか、賃金を上げて物価が上がらない、売り上げが上がらない、それはもう最悪のシナリオである。その辺を考慮して最低賃金を上げることによって、本当に少しは消費が上がったのか、そういう傾向が見られたのか、その辺についてお答えをお願いします。

藤川氏

物価の上昇率がどうなのかという話で、最低賃金との兼ね合いの問題だろうと思うが、実際に賃金を上げなければ消費は喚起されない。現状昨年段階で言うと、実質の消費者物価についてはマイナス傾向にあると言われている。これは将来が展望できないということも含め、マイナス消費になっているかと思うが、私どもとしてはこの消費を喚起し、デフレを脱却するためには、賃金を上げる以外に道はないと思っているし、政府としてもそういう趣旨で、今回3%程度で賃上げということを言っているわけである。その為、この春闘についても、私どもは全力で、単に賃上げだけでなく、一時

金等も含めて様々な取り組みを進めているところである。色々バランスの問題があるかと思うので、物価をどう上げていくのかということについては、消費を喚起しなくては起こらないので、そのためには、一定の手持ち資金と安心できる将来性を作っていくということが必要だろうと思っているので、最低賃金というのは生活していく上で必要最低限のものであり、ワーキングプアの水準を超えるような中身を是非作っていただきたいと思っている。

議長

私がお聞きしたいのは、経済の好循環には色々な方法があると。今問われているのはベアを上げろ、最低賃金を上げろと。それで本当に消費は喚起されているのか。一番最悪なのは、ベアを上げて、それから最低賃金を上げるけれど会社の売り上げはちっとも上がらない。要するに消費は喚起されていない。よってこの方法論を議論されている。財政出動がいいのか、こういうものがあるのかと、方法論の妥当性について議論されているが、この賃金を上げることの妥当性、これを本当にそうだとお考えになっているのかということを確認したい。それからここで言う、ワーキングプアを200万円と位置付けているが、これはインフレになれば200万円が、250万円なり230万円なりになるわけである。そうすると、この目標値はワーキングプアという言葉の定義自体が意味のないものだと思うがそれはいかがか。

藤川氏

まず年収200万円の問題から言うと、これは政府で確認がされているワーキングプア水準。厚生労働省の中でもこのような形で言われているので、勝手にワーキングプアの水準を私どもでいくらと設定することはできない。2010年の政労使会議の中で、年収ベースでいうと、このワーキングプアを超える水準の最低賃金を作っていくようになっており、以前はいわゆる生活保護基準よりも下回る水準で最低賃金があった訳である。それをこの何年かの取り組みの中で生活保護基準を超えることによるようになったということなので、とりあえずの目標として、この年収200万円のワーキングプアの水準を超えていくことが必要であろうと思っている。先ほど最初に話があった、政策論の問題もあるかと思う。どのような政策が一番いいのかということ、ただ私どもは暮らしを維持していくためには、ゆとりを持てるような生活を維持していくことが必要であろうということ、私どもはこの3年間賃上げをずっと維持してくるような交渉を各会社と行ってきている。そうしたところで、消費がどう喚起されたのかと言うと、政府の政策論の問題もあるかと思う。しかし、賃上げがなければ、ゆとりのある生活そのものはできない。消費に回す原資そのものも各家庭ではないと思うので、まず賃上げをしていくことが必要であろうかと思う。

財政出動等は政府がどのようなかたちでやっていくのか、それについても別の政策的な要求ということは当然私ども全体の組織の中でしていくことは必要であろうかと思っている。

議長

この話をしても仕方がないが、感じるところを話す。政府の政

策に則ってこれだけのものをするみたいなことをおっしゃっているが、労働組合として、労働者のために一体どういうことをすれば一番労働者のためになるかと、独自の考え方がいま一つ希薄なように感じる。そのところを踏まえて、この要求されている理由や説明のところ、労働組合として最低賃金やベアに対する独自の考え方はないのか。

藤川氏

労働組合で産業別の労働組合ごとに、この春闘に臨む方針というものは決めている。特に全体の取り組みとして 2%を超えることを目標にしての取り組みを一斉に進めている。そのなかで、企業内最低賃金、そして非正規職の処遇改善。これを最大の課題とし、それぞれ各労働組合等で交渉をしているところで、昔は大手追随で大手より少し少なく、中小企業が労働組合の額が決まっていたのを、今年については中小企業も底上げをしていかななくてはならないということで、独自で大手を上回るものを獲得しているところもある。その大手と中小零細の格差については縮まっていると聞いている。

微妙にそれぞれの労働組合とか企業内の状況によっても違うかと思う。数字に表れないところでも様々な処遇改善ができていていると聞いている。

杉崎

陳情の理由で「全国加重平均が 1,000 円となることを目指す」とあるが、神奈川と東京は 900 円台に乗っており、ついて来られない地方には、まだ 600 円台が多々あるが、この辺の取り組みはどうなっているのか。

藤川氏

最低賃金の昨年の率から言うと、A ランク、B ランク、C ランク、D ランクと全国が分けられている。千葉、東京、神奈川、愛知、大阪が A ランク地域で、それぞれの物価の状況等も加味して政府でそのランクを決めているところである。それぞれの最低賃金の目安答申については若干違ってきているが、我々は、時給 1,000 円を全国一律で目指すための行動として、それぞれの市町村ごとの議会に陳情を出しているところである。

もう一つは、自分たちの足元の各企業における企業内最低賃金を求める取り組みをしているところである。

杉崎

A ランクから D ランクまで物価水準によってあるということだが、A ランクは A ランクでもずっと行ってしまうわけで、近い将来 1,000 円になってしまう。D の 600 円台の、こう言うのは失礼だが田舎の方は、なかなか 1,000 円には時間がかかるのかなという気がしないでもない。よって時給 1,000 円ではなくて、A ランク、B ランク、C ランクで物価が違うのだから仕方がないにしても、A はいくら B はいくらといった、そういう陳情もまた一つありかなと思うがいかがか。

藤川氏

先ほどから何回も述べさせていただいているが、政労使会議の中で、2020 年までに時給 1,000 円を全国一律で目指そうという確認

がされている。我々連合も、使用者側代表として、その意見に反映をさせていただいたところで、それを当面目指していくということが必要だと思う。一番下の 679 円というところもあるが、それを是非時給 1,000 円に向け、この 5 年間で最低賃金の上げをお願いしていく。これは目安答申の中で是非、そういう方向も出していたきたいと思っている。

＜執行者側への参考質疑＞

二見 陳情者に質問したが、二宮町においては、そんなには多くないが企業、中小企業は多くある。その中の平均賃金というのは、最低賃金 905 円、これは法律で決めているので守っていると陳情者はおっしゃったが、現状はどうか。そういう賃金の調査を町側としてはしているのかどうか。

商工観光班長 調査について、実際に実施はしていない。商工会等に確認をしたところ、下回っているといった声は聞いてはいない。

二見 それ以上質問しても仕方ない。賃金の調査というのは一切していないというところで結論としてしまうと。町側としてはそういうことでいいのか。

商工観光班長 905 円を下回ってしまうと、法律で罰せられてしまうという実態があるので、そういった観点で下回っていないという前提で調査をしていない。

二見 905 円というのがあるから皆さん守っている。現状を調べなければそういう発言できないと思う。陳情者もそうだが。905 円は守られていると言うのは簡単だが、実際はどうかというのを調査しなければ出てこない。守っているのか、守っていないのか、それは分からない。だから私は町内ではどうか、調査しているのか聞いているだけである。

商工観光班長 実際にしていないが、実態については確認をさせていただいて、確認はしたいと思う。

休憩 10 時 02 分

(傍聴議員の質疑：小笠原、渡辺各議員)

再開 10 時 14 分

＜意見交換＞

なし

＜討論＞

議長

陳情者の説明、それから答弁では、今ひとつ私にとっては説得力の欠けるものであるが、現状この経済の好循環という重要な問題があり、実際には施策が不十分である。特にアベノミクスが上手くいっているかどうかという議論がされている。一番問題なのは成長戦略が上手くいっていない。そういうところで、強引に賃金を上げて

いこう、ベアを上げていこうという、どちらかという力技を出しているわけだが、現状を考えて、我々の町にとっても、やはり景気が上向いているという実感があまりないという状況から考え、この国の施策に則り、経済の好循環を生む必要があるだろうということでこの最低賃金の引き上げというものに関しては、やはり必要なものであろうということで賛成する。

<採決>

委員長

それでは陳情第7号を採決する。陳情第7号を採択とすることに賛成の委員の挙手を求める。

(挙手全員)

挙手全員と認める。よって陳情第7号は採択と決定した。

次にこの意見書案の作成についていかがするか。

(正副委員長一任との声あり)

正副委員長一任との声があったので、意見書案の作成については、正副委員長に一任願いたいと思うがご異議ないか。

(異議なしとの声あり)

ご異議なしと認める。よってそのように決した。以上で陳情第7号の審査を終了する。これをもって委員会に付託された案件の審査を終了する。

閉会 10時16分